

第 149 号	Super Highway	
発行日 2026. 2.28	J R 東労組バス関東本部	J R 東労組ホームページ

申 6 号 パワーハラスメントを撲滅し、安全で安心して働く

ことのできる職場環境を求める申し入れ **第 3 回団体交渉**

2月26日14時より本社会議室において、申6号について回答を受けてきました。

パワーハラスメントを撲滅し、安全で安心して働くことのできる職場環境を求める申し入れ（JR 東労組バス関東申第 6 号 2025.12.12）に対する回答
2026年2月26日
ジェイアールバス関東株式会社

1. 成田空港支店に所属する組合員がパワーハラスメントを理由に休職した経緯と原因を明らかにし、適切な対応をおこなうこと。また、職場復帰に当たっては当該組合員の意思を尊重すること。

回答) 本事案については、休職した社員の健康状態等にも配慮しながら丁寧に事実関係を調査してきたところであり、然るべき措置を講じたところである。また、本件に限らず、休職者の職場復帰にあたっては、主治医や産業医の見解を踏まえ、任用の基準に則り取り扱っていく。

2. 成田空港支店における組合員差別等を是正し、働きやすい職場に改善すること。

回答) 指摘の事実はないものと認識しており、今後も全ての社員にとって働きやすい職場環境の創出を図っていく考えである。

3. コンプライアンスを遵守し、あらゆるハラスメントを二度と発生させないように対策を講じ、全職場に徹底すること。

回答) コンプライアンス全社員教育や階層別研修等の機会を通じて、社員の意識向上と知識の会得をより一層進め、職場内におけるハラスメントの発生を未然に防ぐ取り組みを強化していく。

当該社員については20日付けで復職している。今後も引き続き研修等で社員意識の向上に地道に努めていく。事故とは違い、不祥事の責任は重たいというのを理解させていきたいとした。

J R バス関東で働く仲間を一つに!